

平成30年6月14日(木)

午後3時

上下水道局3階 会議室

# 教育委員会定例会

## 議案書

傍聬人  
閲覧用

退席時はご返却願います。

**報告事項**

報告第12号 平成30年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

報告第13号 市長からの意見聴取について

**議決事項**

議案第21号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

**署名人**

高須教育長

真野教育長職務代理者

## 6月教育委員会一般事務報告

(6月1日～6月14日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
6	1	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			平成30年度第1回社会教育委員会議	委嘱状の交付、1. 議長の選出、2. 副議長の選出、3. 平成30年度社会教育部事業計画について、4. その他	議会棟4階 第1委員会室
	2	土	中学校体育大会（4校）	体育大会	第一、第三、第四、第九
	3	日	小学校運動会（14校）	運動会	東、北、第五、明和、中央、木屋、木田、神田、田井、桜、点野、楠根、梅が丘、石津
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
	14	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		上下水道局3階 会議室

# 6月・7月教育委員会行事計画書

(6月15日～7月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
6	15	金	6月市議会定例会（第1日目）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	17	日	市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
			北河内地区総合体育大会（第1日目）	大会	北河内各市施設
			北河内地区総合体育大会軟式野球一般2部（寝屋川市担当）	大会	寝屋川公園
			北河内地区総合体育大会ソフトテニス一般男女の部（寝屋川市担当）	大会	寝屋川公園
	19	火	文教常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟5階 第2委員会室
	24	日	北河内地区総合体育大会（第2日目）	大会	北河内各市施設
	26	火	6月市議会定例会（第2日目）	一般質問	市議会議場
	27	水	6月市議会定例会（第3日目）	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
7	29	金	6月市議会定例会（第4日目）	一般質問	市議会議場
	30	土	平成30年度管理職選考	校長・教頭・指導主事選考	教育研修センター
	1	日	北河内地区総合体育大会（第3日目）	大会	北河内各市施設
			囲碁・将棋活動推進事業前期（～8月19日 10講座）	囲碁・将棋の講座	池の里市民交流センター
	2	月	文教常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟5階 第2委員会室
	3	火	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアヴィーナ大阪
			校長役員会	教育委員会各課からの連絡	中央公民館
	4	水	6月市議会定例会（第5日目）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
			第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成31年度中学校使用教科用図書の採択について	本庁2階 特別会議室1
	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	6	金	北河内地区教育長協議会		守口市役所
	9	月	北河内地区教育長協議会（～10日）	管外研修	長野県大町市
	12	木	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成31年度中学校使用教科用図書の採択について	本庁2階 特別会議室1
	15	日	寝屋川ミュージックデー	吹奏楽演奏	市民会館

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
7	17	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	19	木	教育委員懇話会		本庁 2階 特別会議室 1
	21	土	ねやがわプールズ「ねやぶ～」 (~22日)	水遊び場	南小学校
	24	火	小学生・中学生サミット	寝屋川市小学生・中学生サミット の開催 ・各部門よりの発表 ・いじめ撲滅劇の上演	中央公民館 講堂
			ねやがわプールズ「ねやぶ～」 (~25日)	水遊び場	宇谷小学校
	26	木	教育委員会 7月定例会		本庁 2階 第1会議室
			北河内地区総合体育大会総合閉会式	式典	
	27	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアヴィーナ大阪
			ねやがわプールズ「ねやぶ～」 (~28日)	水遊び場	西小学校
30	月		ねやがわプールズ「ねやぶ～」 (~31日)	水遊び場	中央小学校

報告第12号

平成30年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年6月14日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

平成30年6月1日 任期付短時間勤務職員 任用者一覧

氏名	所属名等	任期	任用
波野 和敏 カズトシ ハセノ	寝屋川市立三井小学校（学校の用務）	H30.6.1～H31.3.31	新規
淡井 雄志 ヨウジ タケイ	寝屋川市立楠根小学校（学校の用務）	H30.6.1～H31.3.31	新規

報告第13号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年6月14日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

平成29年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告（教育委員会関係分）

款 項	事業名	金額	翌年 度 繰 越 額	左の財源内訳						
				既 收 入 源 特 定 財 源	未 收 入 特 定 財 源				般 財 源	
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他		
8 教育費	2 小学校費	小学校校舎棟 トイレ洋式等改修事業	円 250,299,000	円 250,299,000	円 —	円 61,660,000	円 —	円 187,900,000	円 —	円 739,000
	3 中学校費	中学校校舎棟 トイレ洋式等改修事業	円 116,183,000	円 116,183,000	円 —	円 29,385,000	円 —	円 86,400,000	円 —	円 398,000
合 計		366,482,000	366,482,000	—	91,045,000	0	274,300,000	0	1,137,000	

議案第 号

## 寝屋川市執行機関の附屬機関に関する條例の一部改正

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北川法夫

寝屋川市条例第　　号

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）  
の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会に関する規定の失効)

2 別表教育委員会　寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会の項の規定は、小学校就学前の教育支援のためのプログラムの策定の日限り、その効力を失う。

別表教育委員会の項に次のように加える。

寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会	小学校就学前の教育支援のためのプログラムの策定についての審議に関する事務
------------------------	--------------------------------------

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 月 日提出

寝屋川市長 北川法夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 11 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第 11 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適當と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第21号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年6月14日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員（澤井啓士、辻本 通、赤堀慎）の辞職及び解職に伴い、新委員を委嘱及び任命するため。

# 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員 の委嘱及び任命について

## 1 委嘱等委員数

学校関係者2名

社会教育関係者1名

放課後児童対策を所管する課における課長1名

## 2 委嘱等委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第3号	学校関係者	西田 要一 にしだ よういち	寝屋川市立第五小学校長
		耕井 政明 くい まさあき	寝屋川市立三井小学校長
第5号	社会教育関係者	世戸 俊男 せと しんや	寝屋川市社会教育委員会議議長
第8号	放課後児童対策を所管する課における課長	川原 祐祐 かわはら ゆうすけ	社会教育部青少年課長

## 3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から平成31年7月14日まで)